

## 京都市ライフノベーション推進戦略（仮称）の策定に関する業務 「仕様書」

### 1 業務の目的

京都市では、「京都バイオシティ構想」（平成14年6月策定）に基づき、「バイオシティ・京都」の実現による新たな飛躍に向けて、産学公連携の下、共同研究や人材育成等を行うバイオ計測プロジェクトや医工薬産学公連携支援事業等、多彩な事業を推進し、市域経済の活性化を図る取組を行ってきた。

これらの取組については、一定の成果を挙げてきたものの、今後、京都市の産業振興施策の根幹の一つであるバイオ・ライフサイエンス関連産業振興を一步進めるためには、国内外の動向等を踏まえつつ、現状、課題、支援ニーズ、戦略等を明確にした上で、平成27年度以降のライフ産業推進の基本指針となる「京都の知恵」や「価値観」を活かした京都市ライフノベーション推進戦略（仮称）（以下「新戦略」という。）を策定する必要がある。

については、本業務は、上記新戦略の策定に向けた、調査、提案、検討委員会等の運営補助等を委託するものである。

### 2 業務の内容

#### （1）新戦略検討委員会（仮称）

新戦略の策定に当たり、学識経験者、経済団体、企業等から構成する新戦略検討委員会（仮称）（以下「検討委員会」という。）を3回程度、開催する予定であり、それらの運営補助を行うこと。

（運営補助の内容）

- 会議資料の作成
- 開催の日程調整、会場の確保
- 委員謝礼及び会場使用料の支払
- 意見のとりまとめ、議事録の作成 等

上記1目的の実現に向けた検討委員会の具体的な取組の内容、運営手法について提案すること。

#### （2）新戦略策定に係る調査・提案

京都でライフノベーションを推進することのねらい及び新戦略の策定に資する情報収集、資料作成並びに目標設定、具体的な施策等の提案等を行うこと。

- アンケート調査及びヒアリング調査結果の分析、課題の整理  
調査の具体的な内容、調査方法、実施時期等について提案すること。
- 他都市、海外展開の動向等、産業振興施策の事例収集
- 上記事例の分析及び新戦略の構成の提案
- 目標設定、具体的な政策・施策等の提案
- パブリックコメントの取りまとめ、分析 等

（留意点）

バイオシティ構想においては、医学・工学分野の融合を掲げていたが、今回の計画策定に当たっても、医・工・薬の連携を主眼に置くこと。

また、ライフノベーション分野において京都の強みを発揮できる事業（例示：バイオ分析・計測機器、分析試薬、再生医療等最先端医療（iPS治療等）、福祉用具・機器、バイオ材料、発酵等の地域資源（食品加工）等）を5～7項目程度、京都市と調整のうえ計画の柱とし、それらについて調査・提案を行うこと。

### (3) 新戦略の取りまとめ

上記（1）～（2）の業務を踏まえ、新戦略の最終取りまとめ作業を行うこと。

### 3 成果物

- (1) 新戦略冊子 10冊
- (2) 新戦略リーフレット（概要版） 10冊
- (3) 上記（1）及び（2）に係る電子データ 一式  
\* CD-ROMで提出すること。

### 4 委託料

上限額 4,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 調査・資料作成をはじめ、検討委員会等の開催費用、委員謝礼に係る一式を契約金額に含むものとする。

ただし、委員謝礼については、1回当たり11,137円（源泉所得税1,137円を含む。）、委員15名、計3回の検討委員会開催を想定し、見積を作成すること。

### 5 業務の期間

契約締結日から平成27年3月31日まで

### 6 その他

#### (1) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、京都市と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは、京都市の指示するところによる。

#### (2) 個人情報等の保護

受託者は、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

#### (3) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、京都市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理する。

#### (4) 著作権

成果物の作成過程で発生した当該業務に固有のアイデア、デザイン等の資料の著作権は京都市に帰属するものとする。

#### (5) 自主的な情報収集

受託者は、当該業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し、報告するとともに、京都市に有益な提案を積極的に行うこと。

#### (6) 会議又は打合せ場所の確保

受託者は、当該業務の遂行に当たり、京都市との会議又は打合せを行う必要があるときは、市役所内で行う場合を除き、会議又は打合せの場所を確保すること。

#### (7) 本事業に係る監査への協力

受託者は、本事業に係る監査が行われる場合は、協力すること。

## 7 スケジュール（予定）

26年 6月 第1回検討委員会の開催（構成、調査内容等の提示）

～9月 中間取りまとめ案の策定  
○有識者へのヒアリング調査・アンケート調査の実施

9月 第2回検討委員会の開催（中間取りまとめ案の提示）  
○最終案の策定

11月 第3回検討委員会の開催（最終案の提示）  
○最終案の修正

12月 市会、上局、局内等の府内調整

パブリックコメントの実施（～27年1月）

27年 1月 パブリックコメントの取りまとめ、分析 等

2月 市会、上局、局内等の府内調整

3月 新戦略の策定・広報発表